環廃対発第 1306281 号 環廃産発第 1306281 号 平成 2 5 年 6 月 2 8 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

「規制改革実施計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置 (バイオマス発電の燃料関係) について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、「規制改革実施計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の適用に関して、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断に係る解釈の明確化等のため平成 25 年 6 月中に措置を講ずることとされたところである。これを受け、今般、下記の通り解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、廃棄物に該当する物は、当該物の再生行為を含め、法による適切な管理下に置くことが必要である。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1 バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断方法及び各種判断要素の基準 等について

バイオマス発電燃料が廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物に該当するか否かは、①その物の性状、②排出の状況、③通常の取扱い形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

具体的な判断に当たっては、廃棄物の疑いのある燃料については以下のような各種判断要素の基準に基づいて検討すること。

① 燃料の性状

当該燃料を使用する発電施設において要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

② 排出の状況

当該燃料の生産及び出荷が需要に沿った計画的なものであり、適切な保管や品質管理がなされていること。

③ 通常の取扱い形態

燃料としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事 例が通常は認められないこと。

④ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、譲渡価格が競合する燃料や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。なお、運搬費が有償譲渡の価格を上回ることのみをもってただちに取引価値が無いと判断されるものではないこと (脚注1)。

⑤ 占有者の意思

¹ 詳細は、「『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』(平成 24 年 4 月 3 日閣議決定)において平成 24 年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」(平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032911 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)及び「『規制改革実施計画』(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において平成 25 年上期に講ずることとされた措置(廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化)について」(平成 25 年 6 月 28 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)を参照。

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、 適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は 放置若しくは処分の意思が認められないこと。

したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記①から④までの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、以上は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたい。

2 判断時の留意点について

建設系廃木材、家畜のふん尿及び下水汚泥に由来する燃料の廃棄物該当性の判断については、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(3において後述)に複数の判断事例が掲載されている。また、当該事例集の作成後に新たな判断事例が生じている可能性もある。そのため、これらの燃料の廃棄物該当性の判断に当たっては、当該事例集に掲載された判断事例やその他の各都道府県・政令市における判断事例も参照されたい。

これらの事例を参照しつつ、1 で述べた①その物の性状、②排出の状況、 ③通常の取扱い形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思の各種判断要素の基準等を総合的に勘案した結果、不要物とは判断されず、かつ有効活用が確実な建設系廃木材、家畜のふん尿及び下水汚泥に由来する燃料は、廃棄物に該当しないものである。

3 判断事例集について

平成25年3月27日に、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を作成し、各都道府県・政令市に送付するとともに、環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf)においても公表した。貴職におかれては、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断に当たり、参考材料とされたい。

なお、本事例集は、その内容をより充実したものすべく、今後とも継続 的な見直しを行い、都度周知することとしている。 4 複数の都道府県・政令市の判断結果の合理性の確保について

同様の事案について、判断結果が他の都道府県・政令市と異なる旨を指摘された場合には、当該他の都道府県・政令市にも照会し、判断結果が異なることの合理性を確認されたい。

5 全国統一相談窓口の設置について

バイオマス発電燃料が廃棄物に該当するか否かについて事業者等が行政 庁に相談する場合は、許可権者である各都道府県・政令市に相談する必要 があるが、必要に応じて事業者等が環境省にも相談できるよう、以下のと おり全国統一相談窓口を設置した。複数の都道府県・政令市が関係する事 案であって当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる 可能性がある場合等には、本相談窓口の活用を促されたい。また、全国統 一相談窓口に相談があった事案について、関係する都道府県・政令市に照 会する場合があるので、その際は対応願いたい。

【全国統一相談窓口】

- ①一般廃棄物関係 廃棄物対策課基準係 (電話:03-5521-9273)
- ②産業廃棄物関係 産業廃棄物課規制係 (電話:03-5521-9274)